



若者世帯住宅取得支援金のお知らせ

赤穂市では、45歳未満の若者世帯の方が、市内に定住する意思をもって住宅を取得された場合に、「若者世帯住宅取得支援金」として赤穂商工会議所が発行する商品券をお贈りします。

1. 支援金の交付要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

(1) 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得した方。

(注)「住宅を取得」とは、自ら居住するために住宅を新築または購入(中古住宅、分譲マンションを含みます。)し、所有権保存登記又は所有権移転登記することをいいます。

(2) 本人または配偶者が45歳未満であること。

(3) 赤穂市に定住する意思がある方。

(4) 世帯の人数が2人以上であること。

(5) 取得した住宅の所有権割合が、世帯全員で5割以上であること。

(6) これまでに、この支援金又は赤穂市転入者定住支援金を受けたことがない方。

(7) 住宅の延床面積の2分の1以上に相当する部分を、専ら自己の居住用に供しており、当該部分の延床面積が50平方メートル以上であること。

(8) 世帯全員が市税を滞納していないこと。

(9) 対象となる住宅が公共事業のために収用された代替の住宅でないこと。

2. 支援金の額

20万円分の赤穂商工会議所が発行する商品券(額面1,000円)

※ 平成30年10月1日以降の住宅取得の支援金の額が10万円になります。

※ 申請日において、義務教育終了前の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算します。

3. 支援金交付申請手続き

住宅を取得(所有権保存登記または所有権移転登記)された日から1年以内に次の書類を添えて交付申請してください。

(1) 世帯全員の住民票(続柄入り)

(2) 建物(住宅)の全部事項証明書またはその写し(申請時において建物が未登記のときは、登記後速やかに提出してください。)

(3) 世帯全員の市税納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

4. その他

(1) 支援金の交付を受けた方には、赤穂市の印象や家を購入された動機などの簡単なレポートを提出していただきます。

(2) 支援金の交付要件確認のため、市職員が住民基本台帳等の情報を確認します。

(3) 偽りや不正な行為により支援金の交付を受けたときなどは、交付した支援金を返還していただく場合があります。

住宅ローン「フラット35」子育て支援型を利用する際、一定の要件を満たす場合に金利の優遇措置を受けることができます。詳しくは裏面参照。

全期間固定金利住宅ローン

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

当初 5 年間 の金利を 通常より 0.25% 引き下げます！

赤穂市では、定住支援推進事業の「若者世帯住宅取得支援金交付事業」または「転入者定住支援金交付事業」の対象者が、住宅の取得にあたり住宅ローン「【フラット35】子育て支援型」または「【フラット35】地域活性化型」を利用する際、一定の要件を満たす場合に、最初の5年間の金利を通常よりも0.25%引下げる優遇措置を受けることができます。

1 要件等

対象事業名	【フラット35】の種別	主な要件等
赤穂市若者世帯住宅取得支援金交付事業	【フラット35】子育て支援型 (若年子育て世帯)	<ul style="list-style-type: none">申請者又はその配偶者のいずれかの年齢が満 45 歳未満であること。申請者に義務教育終了前の同居し扶養する子があること。若者世帯住宅取得支援金の額が、新築住宅を取得する場合は 25 万円以上、中古住宅を取得する場合は 20 万円以上であること。取得する住宅が一戸建て住宅などの場合は床面積が 70 ㎡以上であること。
赤穂市転入者定住支援金交付事業	【フラット35】地域活性化型 (U I Jターン)	<ul style="list-style-type: none">赤穂市外から赤穂市に転入するものであること。転入者定住支援金の額が、新築住宅を取得する場合は 25 万円以上、中古住宅を取得する場合は 20 万円以上であること。取得する住宅が一戸建て住宅などの場合は床面積が 70 ㎡以上であること。

2 手続方法

赤穂市が発行する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」を、借入れの契約時まで【フラット35】取扱金融機関に提出する必要があります。

申請書類等、詳細については赤穂市市民対話課定住推進担当までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 赤穂市 市民部 市民対話課 定住推進担当

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地

TEL : 0791-43-6812 FAX : 0791-43-6810